

奈良県認知症介護実践研修（リーダー研修）事業実施要綱

第1 目的

この要綱は、高齢者介護実務者及びその指導的立場にある者に対し、認知症高齢者の介護に関する実践的研修を実施することにより、認知症介護技術の向上を図り、認知症介護の専門職員を養成し、もって認知症高齢者に対する介護サービスの充実を図る「認知症介護実践研修（リーダー研修）事業」の実施に必要な事項を定めることを目的とする。

第2 実施主体

本事業の実施主体は、奈良県（以下「県」という。）又は奈良県知事（以下「知事」という。）が指定する法人（以下「研修実施機関」という。）とする。ただし、県は、本事業の一部を適切な事業運営が確保できると認められる者に委託することができるものとする。

なお、県は、本事業を受託した者に対し、本事業が適正かつ効果的に行われるよう指導監督するものとする。

第3 事業内容

1 研修講師の選定

研修講師の選定は、研修実施機関又は知事から本事業を受託した者が行う。

2 研修対象者及び実施内容

本研修は、「認知症介護実践者等養成事業の実施について」（平成18年3月31日付老発第0331010号 厚生労働省老健局長通知。以下「厚生労働省老健局長通知」という。）及び「認知症介護実践者等養成事業の円滑な運営について」（平成18年3月31日付老計発第0331007号 厚生労働省老健局計画課長通知。以下「厚生労働省老健局計画課長通知」という。）に基づき、実施するものとする。

研修課程の標準的なカリキュラムは、「厚生労働省老健局計画課長通知」別紙1（2）イのとおりとする。

3 受講者の決定

受講者の決定にあたっては、次の(1)から(3)によるものとする。ただし、研修実施機関が実施主体となる場合、「知事」とあるものは「研修実施機関の長」と読み替えるものとする。

(1) 施設・事業所の長は、2に該当する研修対象者の中から受講候補者を知事に推薦するものとする。

(2) 本研修については、指定認知症対応型共同生活介護事業者又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者が、当該事業を行う事業所を短期利用させるための要件として義務づけられていることから、本研修を受講することにより指定基準等を満たす施設・事業所がある場合について、施設・事業所の長は2に該当する研修対象者の中から受講候補者を市町村長に推薦し、市町村長が知事に推薦するものとする。

(3) 知事は、(1)又は(2)の推薦に基づき受講者を決定するものとする。

4 修了証書の交付等

修了証書の交付及び研修修了者の管理にあたっては、次の(1)から(2)によるものとする。ただし、研修実施機関が実施主体となる場合は、「知事」とあるものは「研修実施機関の長」と読み替えるものとする。

(1) 知事は、研修修了者に対し、修了証書を交付するものとする。

(2) 知事は、研修修了者について、修了証書番号、修了年月日、氏名、生年月日等必

要事項を記載した名簿を作成し、管理するものとする。

5 費用負担

研修実施機関又は県から本事業を受託した者は、研修受講者から費用負担として必要な実費を徴収することができる。

第4 研修科目の受講免除

研修受講者のうち、介護に係る他の研修を既に修了している者について、当該研修のカリキュラム等を確認した上で知事が認めた場合には、履修すべき科目の一部又は全部を修了している者として取り扱うことができるものとする。

第5 その他

この要綱に定めるもののほか、この事業の実施に関して必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月20日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月19日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年3月28日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年3月28日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年8月1日から施行する。